

第4次国分寺市障害者計画・

第4次国分寺市障害者計画実施計画・

第6期国分寺市障害福祉計画・

第2期国分寺市障害児福祉計画

(案)

<目次>

第1章 計画策定に当たって	4
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	7
第2章 障害のある人の現状と課題	8
1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状	9
2 今後の施策推進にあたっての課題	12
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 めざすべき姿（基本理念）	17
2 基本目標	17
3 施策体系	19
第4章 第4次障害者計画 実施計画	20
1 実施計画の位置づけ	21
2 具体的施策	21
第5章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	42
1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本的な考え方	43
2 国の基本指針に基づく成果目標	46
3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	56
4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策	63
5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	66
第6章 計画の推進	

検 討 中

資料編

検 討 中

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国分寺市では、平成12年4月に『国分寺市地域保健福祉計画』の分野別計画として『国分寺市障害者計画』を定め、定期的に見直しを行いながら、障害のある人もない人も、共に住み慣れたまちで暮らし続けられる地域づくりを目指して、様々な施策に取り組んできました。

近年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）、「ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）」の成立（平成30年12月施行）、「読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」の成立（令和元年6月施行）、「障害者の雇用の促進法等に関する法律」の一部改正（令和元年6月成立 順次施行）、「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」の一部改正（令和2年5月成立、令和3年4月施行）など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、福祉における総合的な流れとして、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

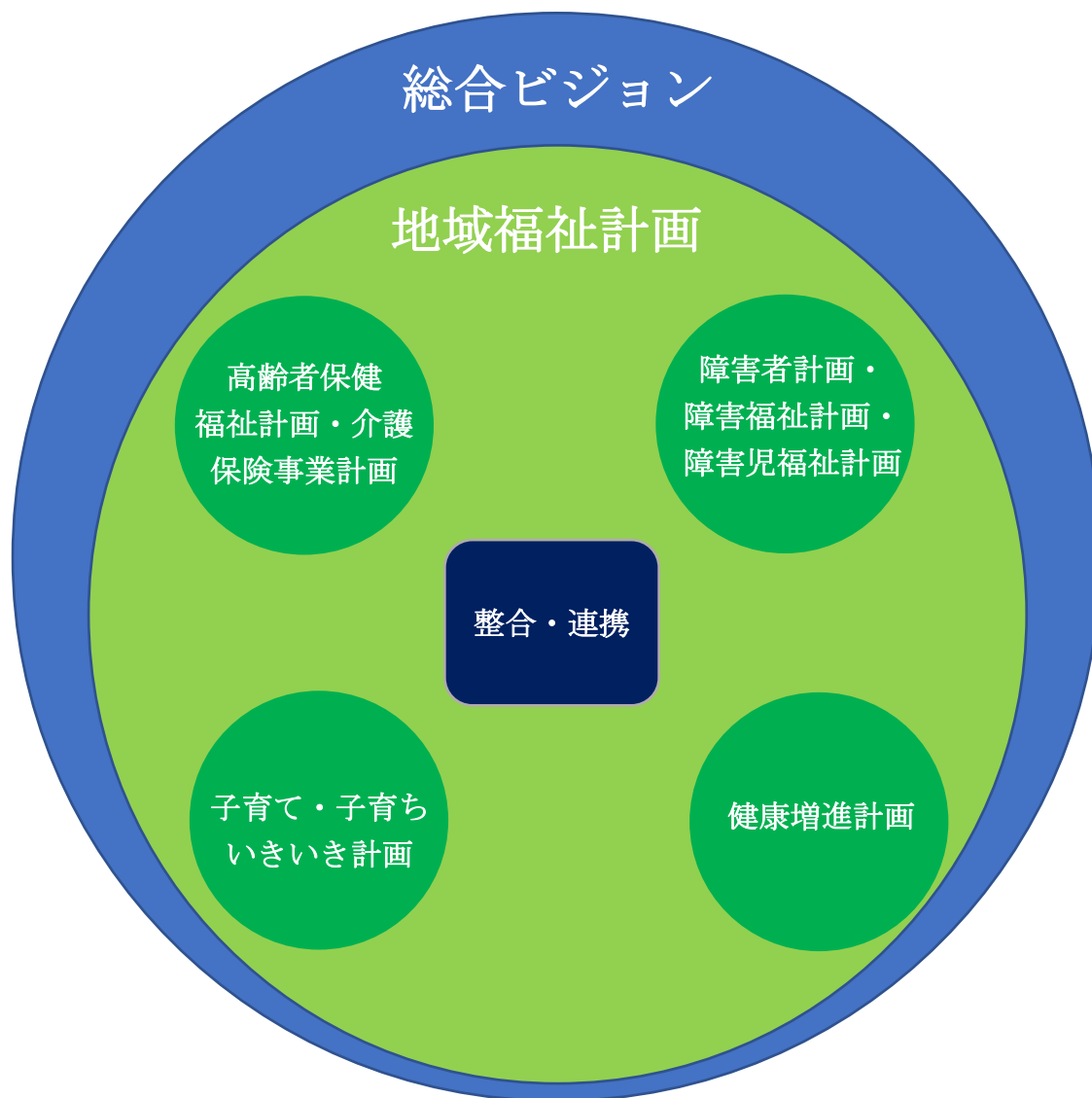
令和2年には、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

現行の『国分寺市障害者計画（第3次）・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画』の計画期間が終了となることから、このような障害のある人を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、新たに『第4次国分寺市障害者計画』、『第6期国分寺市障害福祉計画』及び『第2期国分寺市障害児福祉計画』を一体的に策定し、障害者福祉のさらなる充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく障害のある人のための施策に関する『市町村障害者計画』, 市町村障害者計画を推進するための具体的な取組を定める『障害者計画実施計画』, 障害者総合支援法第 88 条に基づく『障害福祉計画』, 改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく『障害児福祉計画』に当たる計画で、4 計画を一体として策定します。

また、この計画の内容については、『国分寺市地域福祉計画』の障害分野に係わる計画と位置づけられます。内容については、国の『障害者基本計画』, 都の『東京都障害者・障害児施策推進計画』を踏まえるとともに、『国分寺市総合ビジョン』をはじめとした他の関連計画との整合性を図るものとしします。



3 計画の期間

『障害者計画』は、令和3年度から令和8年度までの6年間、『障害者計画実施計画』、『障害福祉計画』及び『障害児福祉計画』の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画	国分寺市障害者計画（第3次）						第4次国分寺市障害者計画					
	実施計画（前期）			実施計画（後期）			実施計画（前期）			実施計画（後期）		
	第4期国分寺市 障害福祉計画			第5期国分寺市 障害福祉計画			第6期国分寺市 障害福祉計画			第7期国分寺市 障害福祉計画		
				第1期国分寺市 障害児福祉計画			第2期国分寺市 障害児福祉計画			第3期国分寺市 障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

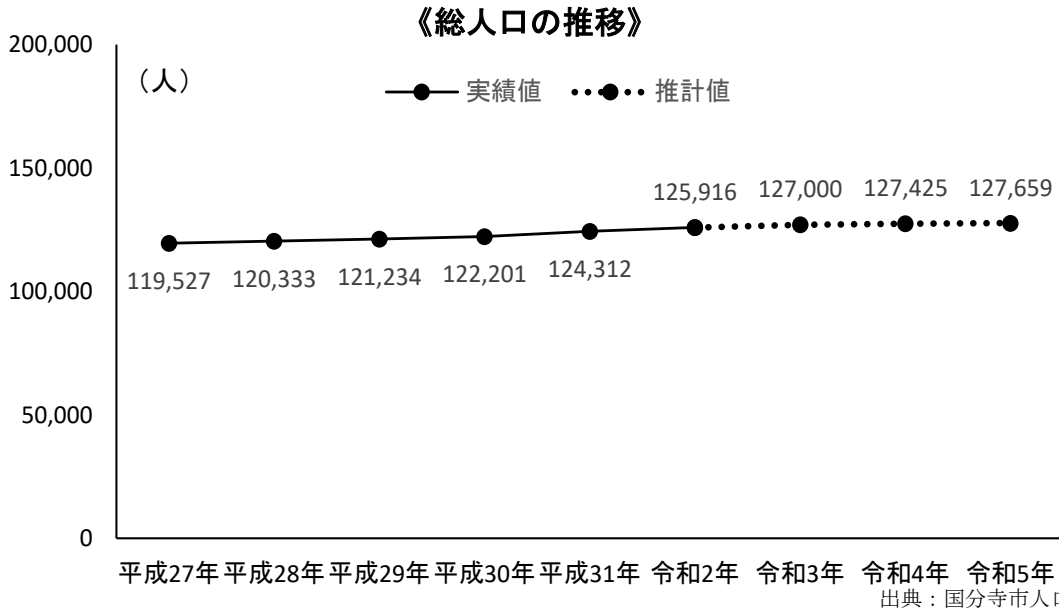
この計画の策定に当たっては、障害者施策推進協議会を策定の主たる検討組織とし、障害のある人へのアンケート調査等による市民意見聴取を踏まえ、障害者地域自立支援協議会との連携を図りながら、課題や方向性についての検討を行い、策定しました。

第2章 障害のある人の現状と課題

1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

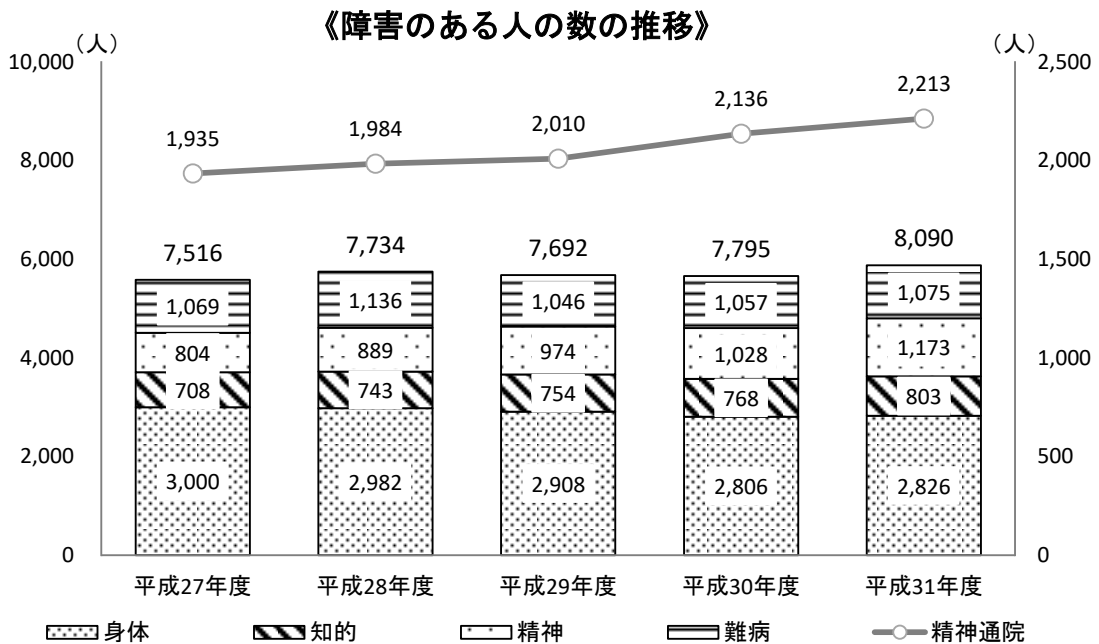
(1) 人口

市の人口は、微増傾向で推移しており、今後も人口はゆるやかに増加していくものと見込まれています。



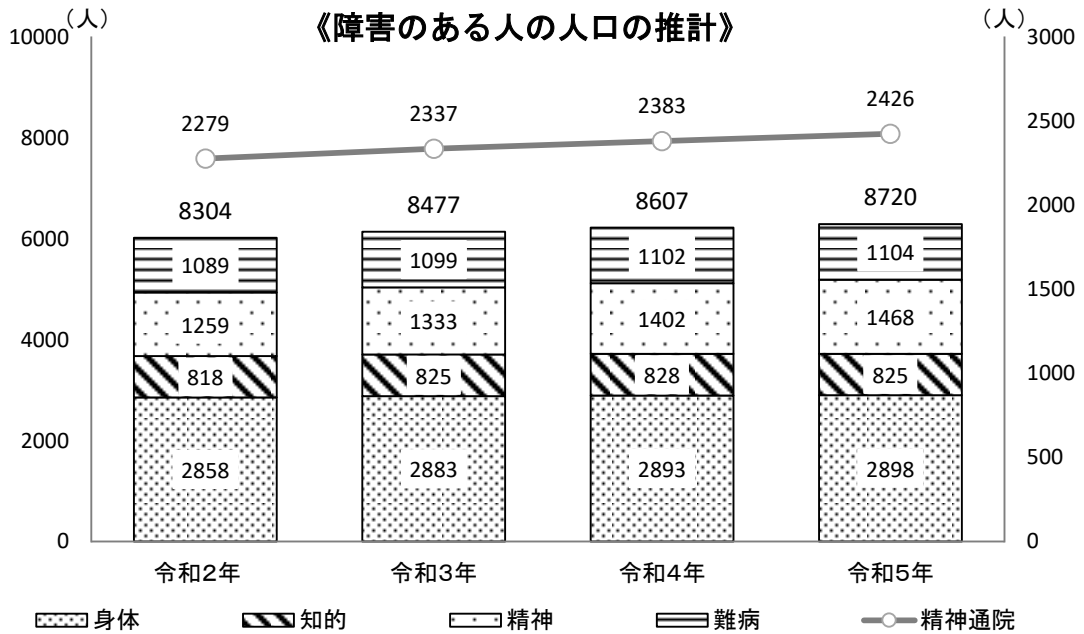
(2) 障害のある人の人口

市の障害のある人は増加傾向で推移しており、特に、精神障害および精神通院医療受給者の伸びが大きくなっています。



(3) 障害のある人の人口の推計

市の障害のある人は、令和2年度以降、精神障害および精神通院医療受給者を中心に増加することが見込まれています。



(4) 年齢区分別障害福祉サービス利用者数

《年齢区分別障害福祉サービス利用者数の推移》

【グラフ】
H27～R元のデータを掲載予定

(5) 障害支援区分別障害福祉サービス利用者数

《障害支援区分別障害福祉サービス利用者数の推移》

【グラフ】

H27～R元のデータを掲載予定

2 今後の施策推進にあたっての課題

(1) 前回計画の振り返り

『障害者計画（第3次）』では、基本理念の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けた取組を進めてきました。

基本目標1 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

相談支援総合調整会議を設置し、福祉に関する相談窓口の総合的な運営と横断的な相談支援体制の連携強化を図りました。また、障害者地域自立支援協議会の設置により、関係機関のネットワーク体制が強化されました。一方で、相談支援の量的・質的な確保はまだ十分とは言えず、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

乳幼児健康診査などの推進により、こどもの発達センターつくしんぼの事業等につながり、障害児の発達支援に取り組んでいます。今後も切れ目のない支援体制を整備するために、更なる取組の推進が必要です。

基本目標2 自分らしい社会参加や学びへの支援

市立小学校全校への特別支援教室の設置や市立小・中学校全校へのサポート教室の設置など、障害に応じた教育を受ける体制を整備しました。今後も特別支援学級及び特別支援教室での指導・支援の更なる充実が必要です。

また、より多様なニーズに対応するため、文化芸術活動やスポーツの推進などを含めた余暇活動の充実が必要です。

基本目標3 自分らしい働きかたへの支援

障害者就労施設等からの優先調達の推進や市役所での職場体験実習など就労の場の確保に努めました。今後は、障害のある人の就労支援施策の推進を更に図るとともに、地域の雇用創出を目的とした事業の検討を進めていく必要があります。

基本目標4 共に生きる地域社会づくり

障害者週間行事などの啓発事業の取組への工夫や情報提供体制の充実を図りました。今後も幅広い人々に障害に対する理解や配慮の促進を図るとともに、バリアフリー化等、新たなユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

防災まちづくりの取組等、災害時の支援体制について整備を図りました。今後も支援体制の現状を改めて確認し、災害時に迅速に対応できるよう、更なる取組の推進が必要です。

基本目標5 自立を支援する人づくり

多種多様なニーズに対応できるよう、事業者向けの研修など、サービスの質の向上を図りました。しかし、障害福祉サービスの人材不足は深刻であり、サービス提供事業所等とも協力して、広報活動などを進める必要があります。

(2) 各分野の現状と課題について

「生活支援」

アンケート調査では、担当の相談支援専門員の支援に満足している場合の理由について聞いたところ、「自分(お子さまや家族)が希望する生活や意向をしっかりと聞いてもらえた」が高くなっており、自分の意見や希望をしっかりと聞いてもらえる相談支援体制が求められています。

また、子どもの介助者以外で子育てを手伝ってくれる人の有無について聞いたところ、「介助者以外にお子さまの子育てを手伝ってくれる人はいない」が4割近くを占めていました。そのような現状の中で、保護者の日常生活に関する不安や課題についてみると、回答の上位3項目がいずれも介助の負担感に関するものでした。これらのことから、障害の当事者に加え、家族への支援もいかに充実させるかが課題となっています。

障害福祉団体の意見聴取では、相談支援の体制として、相談者の各ライフステージに対応しつつ切れ目のない一貫した支援、他分野との連携など、相談の多角化・総合化を望む声が挙げられており、横断的かつ一体的な相談支援の体制構築が求められています。

「保健・医療」

アンケート調査では、暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、18歳以上では「保健・医療サービスの充実」が最も高くなっています。特に、難病の診断を受けている人での回答が高くなっており、障害や難病を抱えていても安心して暮らすことのできる環境づくりが求められています。

また、子どもの障害や心身の不調に気付いたきっかけについて聞いたところ、「医療機関での受診」と「健康診断」が合わせて6割以上となっています。このことから、保健・医療の場での早期発見を、福祉的な支援へと円滑につなげる仕組みづくりが重要といえます。

地域自立支援協議会精神保健福祉部会の意見聴取では、病気が発症する時期の最初のケア・支援へのつながりという観点から、思春期のメンタルヘルスへのアプローチが重要との意見が挙げられていました。

障害福祉団体の意見聴取においても、多職種が連携したネットワークの構築や、総合的な診療の体制整備などが必要とされています。

これらのことから、教育・保健・福祉・医療の分野を超えた多機関の情報交流と連携への更なる取組が求められています。

「教育・文化芸術活動・スポーツ」

アンケート調査では、余暇の過ごし方について聞いたところ、「文化芸術活動」、「運動やスポーツ」と回答した割合は3割前後でした。

また、子どもの日常生活に関する不安や課題について聞いたところ、6歳以上18歳未満で「余暇活動(外出、スポーツ、趣味、その他の習いごとなど)」が特に高く、就学後の児童にとって余暇活動の環境づくりは大きな関心事といえます。

障害福祉団体の意見聴取においても、障害の特性に合わせた余暇活動の場の整備や、参加を促進するための仕組みづくりを求める声が挙げられており、重要な課題となっています。

す。

また、アンケート調査で、子どもの通園・通所・通学に関する困りごとや心配ごとについて聞いたところ、「今後の進路」が約6割と最も高くなっています。さらに、暮らしのために充実してほしいことについて聞いたところ、「就学後の療育・教育の充実」が最も高くなっており、療育・教育の充実に加え、ライフステージを通じた支援が求められています。

「雇用・就業」

アンケート調査では、現在自宅で過ごしている障害のある人のうち、「将来、一般企業で働きたい」意欲を持っている人は、18歳以上40歳未満で4割近く、40歳以上65歳未満で約2割います。

一方、現在一般企業に就職している障害のある人のうち、仕事への不満について聞いたところ、「仕事中の体調の変化に不安がある」が最も高くなっています。また、かつて一般企業を退職した障害のある人のうち、退職の理由について聞いたところ、「体調が悪化した」が約3割で最も高くなっています。これらのことから、就労時における体調変化への対応と理解が、一般企業への就労と定着につなげる上での課題となっています。

地域自立支援協議会就労支援部会や障害福祉団体の意見聴取では、障害のある人に多様な働き方・選択肢を与えるために、市内の就労支援事業所や実習先の確保が求められています。

「情報アクセシビリティ」

アンケート調査では、福祉サービス等の情報の入手経路について聞いたところ、18歳以上では「市役所の窓口」が約4割、「市報こくぶんじ」が4割近くと市の発行物の利用率が特に高くなっています。特に65歳以上75歳未満は「市報こくぶんじ」が5割以上、「市の刊行物」が2割以上を占めていました。一方、18歳未満では、「友人から聞く」が4割以上、「インターネット」が4割近くで特に高くなっていました。これらのことから、世代や障害の特性に応じて、アクセスの利便性に偏りが生まれることのない発信方法への配慮が重要となっています。

障害福祉団体の意見聴取でも、情報の量・質を充実させるとともに、様々な方法で情報を発信してほしいとの要望が挙がっています。

「生活環境」

アンケート調査では、外出時に感じる困難や不便について聞いたところ、18歳以上では「歩道が少なく、段差が多い」と「歩行者や走行自転車のマナーが悪い」の路上・路面における項目が2割以上で高くなっています。一方、18歳未満では「困ったとき、周りの人の助けが得られない」が約3割で最も高くなっており、外出時の環境整備が必要となります。

障害福祉団体や事業所の意見聴取では、道路が歩きづらいなどのハード面だけではなく、精神障害、発達障害、知的障害の方に対するバリアフリー対策も求められています。

「安全・安心」

アンケート調査では、災害発生時に困ることや不安に感じることについて聞いたところ、18歳以上では「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が4割近くで最も高くなっています。一方、18歳未満では「一人では避難できない」が約5割で最も高くなっています。

これらのことから、安心・安全な環境づくりのためには、平時、緊急時のいずれの状況であっても、公共施設などの場の整備やバリアフリー化といったハード面だけではなく、ソフト面も推進していく必要性があります。

事業所の意見聴取では、感染症などへの対応として、サービス提供に関するガイドラインなどの策定を望む声があります。

障害福祉団体の意見聴取では、障害特性に応じた対応や家族単位での受け入れ体制、また、障害に対応している避難所の紹介などについての意見が挙げられています。

「差別の解消及び権利擁護の推進」

アンケート調査では、障害を理由とする差別やいやな思いを受けた経験の有無について聞いたところ、「よくある」あるいは「ときどきある」と回答した人が、18歳以上では1割半ば、18歳未満では約4割となっていました。特に、18歳未満では、暮らしのために充実してほしいこととして、約2割の人が「障害者への理解を深めるための啓発」と回答しています。市民の障害への理解、差別や偏見の解消のためには、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。

また、ヘルプマークとヘルプカードを所持している人のうち、ヘルプマークとヘルプカードを使用することで周囲の手助けを得られたことがあるかについて聞いたところ、18歳以上では7割近く、18歳未満では9割近くが援助を受けたことがないと回答していました。障害福祉を推進するためには、制度の整備だけでなく、周りの人に対する障害や病気への理解の促進も課題であることがうかがえます。

事業所の意見聴取では、職員による虐待防止に向けた課題として、権利擁護に関する研修や教育の内容が不十分なことなどが挙げられています。

障害福祉団体の意見聴取では、障害全体の理解促進だけではなく、障害別の理解促進も求められています。

「人材の養成と確保」

事業所や地域自立支援協議会の意見聴取では、人材確保に苦勞されている事業所が多く、1事業所だけではなく市全体の協力体制が必要であることや、職員のスキルアップの機会の更なる充実を求める声が挙げられています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念）

基本理念

だれもお互いを尊重し、支え合い、
障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち

検 討 中

2 基本目標

『第4次国分寺市障害者計画』では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定します。

《基本目標1》 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

《基本目標2》 自分らしい社会参加や学びへの支援

《基本目標3》 自分らしい働きかたへの支援

《基本目標4》 共に生きる地域社会づくり

《基本目標5》 自立を支援する人づくり

《基本目標1》自分らしい暮らしへの支援体制づくり

障害のある人が必要とするサービスを受けられるように、身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

また、各ライフステージに対応しつつ切れ目のない一貫した支援の体制を受けられるよう、各分野の連携の下、横断的かつ一体的な相談支援体制を整備します。

《基本目標2》自分らしい社会参加や学びへの支援

だれもが可能性を最大限に引き出せるよう、一人ひとりに応じた療育や教育の充実に努めるとともに、障害のある人が様々な形で地域社会と関わるために、多様な社会参加の場の確保に努めます。

《基本目標3》自分らしい働きかたへの支援

一般就労及び福祉的就労において、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援します。

《基本目標4》共に生きる地域社会づくり

障害のある人も社会の一員としていきいきと生活できるよう、差別や偏見の解消を進めます。

また、だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、防犯・防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

《基本目標5》自立を支援する人づくり

障害には様々なものがあり、その支援の在り方に関する知識や技術は多種多様なため、常に新たな情報提供や研修の実施等により、サービスの質の向上に努めます。

また、障害福祉サービスを担う専門的な人材不足に対応するため、サービス事業者等とも協力して、広報活動を積極的に行うなど、障害のある人の自立を支援するための人づくりを推進します。

3 施策体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔分野〕

〔施策の方向〕

だれもお互いを尊重し、支え合い、障害とともに自分らしくいきいきと暮らせるまち

《基本目標 1》
自分らしいくらしへの支援体制づくり

1 生活支援

(1) 相談支援体制の充実
(2) 関係機関のネットワークの充実
(3) サービスの質の向上

2 保健・医療

(1) 障害の早期発見・早期支援
(2) 障害のある人の健康の維持・増進

《基本目標 2》
自分らしい社会参加や学びへの支援

1 教育・文化芸術活動・スポーツ等

(1) 療育・教育の充実
(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進

《基本目標 3》
自分らしい働きかたへの支援

1 雇用・就業

(1) 一般就労支援の充実
(2) 福祉的就労の充実

《基本目標 4》
共に生きる地域社会づくり

1 情報アクセシビリティ

(1) 情報提供体制の充実
(2) 意思疎通支援の充実

2 生活環境

(1) 移動しやすい環境の整備

3 安全・安心

(1) 防災対策の推進
(2) 防犯対策の推進

4 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 心のバリアフリーの推進
(2) 権利擁護の推進

《基本目標 5》
自立を支援する人づくり

1 人材の養成と確保

(1) 障害理解・病気理解の促進
(2) サービスを担う人材の養成と確保
(3) 障害当事者・家族への支援

第4章 第4次障害者計画 実施計画

1 実施計画の位置づけ

『実施計画』は、『障害者計画』に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、『障害者計画』を推進することを目的としています。『実施計画』に定められる事業については、『障害者計画』に定められた施策の方向に基づき、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は『障害者計画』の計画期間における前期の3年間とし、令和3年度から令和5年度までとします。

2 具体的施策

《基本目標1》自分らしい暮らしへの支援体制づくり

1 生活支援

(1) 相談支援体制の充実

【取組の方向性】

- 地域包括ケアの考え方も念頭に、障害のある人が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応するとともに、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、横断的かつ一体的な相談支援を提供できる体制を整備します。

【重点事業】

①福祉の総合的な相談窓口の体制整備

事業概要 (取組内容)		担当課
福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
体制の整備	相談支援総合調整会議を開催し、庁内の情報共有と連携を一層強化した。国分寺市社会福祉協議会への委託により、市内の地域包括支援センターのエリアを東西2区域に分け、2人の地域福祉コーディネーターを配置し、総合的な相談支援等を行った。	相談支援総合調整会議において、8050問題やダブルケア等の明確な担当の位置づけがないものや、担当部署だけでは解決の難しい課題についての体制整備を図る。地域福祉コーディネーターについては、複合的な課題を抱える世帯等の相談を受け止め、必要に応じて適切な支援関係機関等につなぎ、連携して課題の解決を試みるとともに、多機関の協働による包括的支援体制の構築を図る。

②指定特定相談支援事業の体制整備

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者（児）やその家族が、障害福祉サービス等を引き続き安定して利用できるよう、相談支援専門員等の拡充などサービス等利用計画等の作成の促進に向けた体制を整備します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談支援事業所数（事業所）	8	10
相談支援専門員数（人）	27	30

③こどもの発達相談

事業概要 (取組内容)		担当課
心身の発達に心配のある又は発達に遅れのあるこどもに関する相談を実施します。		子育て相談室
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談件数（件）	137	215

④教育相談事業

事業概要 (取組内容)		担当課
適切な教育対応を可能にするために、障害の状態を的確に判断するとともに、保護者等の十分な理解を得るため、教育相談や就学相談との連携を図ります。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談件数（件）	456	450

【関連事業】

- 『障害福祉計画』成果目標（6）「相談支援体制の充実・強化等」（P54）

(2) 関係機関ネットワークの充実

【取組の方向性】

- 障害のある人の抱える課題や必要とする支援に関する認識の共有化を関係機関間において図り、その連携のもと、個々のニーズに対応した支援を総合的に行うためのネットワークの充実を図ります。

【重点事業】

① 障害者地域自立支援協議会の運営

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉にかかわる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行います。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
全体会開催回数（回）	2	3
相談支援部会開催回数（回）	4	4
就労支援部会開催回数（回）	4	4
精神保健福祉部会開催回数（回）	4	4

② 基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修

事業概要 (取組内容)		担当課
障害福祉にかかわる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行」、「障害と介護の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図ります。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
ネットワーク研修開催回数（回）	3	3

③ 教育・就学相談体制の整備

事業概要 (取組内容)		担当課
早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
個別支援委員会開催回数（回）	18	18

④障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業

事業概要 (取組内容)		担当課
高次脳機能障害者，その家族等に対する相談支援を実施するとともに，医療機関，就労支援センター等の関係機関との連携を図り，適切な支援を提供します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
連絡会開催回数（回）	3	3

⑤障害者センターにおける発達障害者理解促進事業

事業概要 (取組内容)		担当課
発達障害者に対する理解促進を図るため，市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施します。また，発達障害者の状況，生活上の課題，社会資源等を把握し，発達障害者への支援につなげます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
情報交換会開催回数（回）	2	2

(3) サービスの質の向上

【取組の方向性】

- サービスの質の向上に向け，東京都とも連携し，サービス提供事業者等への指導検査体制の整備・充実を図ります。
- サービス提供事業者向けに様々な研修を実施し，サービスの質の向上を図ります。

【重点事業】

①障害福祉サービス等指導検査事業

事業概要 (取組内容)		担当課
サービスの質を担保し，給付の適正化を図るため，障害福祉サービス等事業者に対し，指導検査を行います。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
実地指導の実施件数（件）	13	16

②事業者向け研修

事業概要 (取組内容)		担当課
基幹相談支援センターにおいて，障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止，権利擁護，意思決定支援などに関する研修を実施します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
支援者向け研修開催回数（回）	1	1

【関連事業】

- 『障害福祉計画』成果目標(7)「障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」(P55)

2 保健・医療の推進

(1) 障害の早期発見・早期支援

【取組の方向性】

- 乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して、障害の早期発見・早期支援を図ります。
- 保護者の障害に対する気付きや受容を促すなど、親子を対象とする支援体制を強化・拡充します。

【重点事業】

①乳幼児健康診査

事業概要 (取組内容)		担当課
3～4箇月健康診査, 1歳6ヶ月児, 3歳児健康診査を実施し, 発育・発達状態を確認します。各段階で健康診査を行うことにより, 保護者及び乳幼児の疾病や障害の早期発見をし, 早期支援が行えるよう関係機関との連携を強化します。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

②心理相談・乳幼児育成事業

事業概要 (取組内容)		担当課
1歳6ヶ月児健診, 3歳児健診で発達支援が必要とされるお子さんについての個別相談を実施し, 育児への助言や障害の有無についてスクリーニングを行います。必要時, 発達健診や精密健診へつなぎます。また, 乳幼児育成事業では, 親子遊びを通じて育児への助言と集団場面での様子を観察して発達の支援を行います。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

③母子保健相談事業

事業概要 (取組内容)		担当課
乳幼児母性健康相談や親子ひろばでのミニ相談会や電話、訪問等による個別相談を実施します。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
乳幼児母性健康相談開催回数(回)	8	9
親子ひろばミニ相談会開催回数(回)	17	18

(2) 障害のある人の健康の維持・増進

【取組の方向性】

- だれもが身近な場所で心と体の健康や体力の維持・増進，機能低下を防ぎ，病気の進行を遅らせるためのリハビリテーション，運動に取り組める環境づくりを進めます。

【重点事業】

①歯科医療連携推進事業

事業概要 (取組内容)		担当課
歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者，在宅要介護者等の相談を受け，身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう，歯科医師会コーディネーターと連携して対応します。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
電話相談件数(件)	63	57
訪問件数(件)	11	9
面接件数(件)	14	14

②メンタルヘルスセルフチェックシステム(心の体温計事業)

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人の健康への不安や健康づくりにこたえるため，健康や医療の情報を積極的に提供していきます。		健康推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
健康や医療の情報提供	市報・ホームページ(「心の体温計」運営)による情報提供 心の体温計ポスター掲示 ティッシュの配布(市関係機関，市内店舗，薬局，市イベント事業など3,000個配布)	継続

③難病患者等言語リハビリ事業

事業概要 (取組内容)		担当課
言語聴覚士等による言語リハビリ事業を支援します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

《基本目標2》自分らしい社会参加や学びへの支援

1 教育・文化芸術活動・スポーツ

(1) 療育・教育の充実

【取組の方向性】

- 一人ひとりに応じた療育や教育を受けられるよう必要な支援を行います。
- 子どもたちが、お互いを理解し、認め合うことができるよう、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができる機会をつくります。

【重点事業】

①こどもの発達センターつくしんぼの事業

事業概要 (取組内容)		担当課
心身障害児や発育上、一時的に援助を必要としている児童に対して、適切な指導援助を行うとともに、保護者の相談を受け、支援の拡大を図ります。また、一貫した支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、発達障害に対する相談業務の拡充を図ります。		子育て相談室
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
相談件数(件)	3,385	4,890

②障害児保育事業

事業概要 (取組内容)		担当課
保育所において、心身に障害がある児童を適切な環境のもとで保育を行うことができるよう保育士等の加配などに対する補助などを行いながら、受け入れを行います。		子ども子育て事業課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
補助金交付件数(件)		54
受入施設数(公立及び私立)(施設)		27

③障害児学童保育事業

事業概要 (取組内容)		担当課
学童保育所において、心身に障害がある児童を適切な環境のもとで保育を行うことができるよう保育士等の加配などに対する補助などを行いながら、受け入れを行います。		子ども子育て事業課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
補助金交付件数(件)		15
受入施設数(公立及び私立)(施設)		29

④副籍制度

事業概要 (取組内容)		担当課
副籍制度における交流及び共同学習を通して、障害理解の促進を図ります。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
副籍希望者に対する副籍実施人数の割合(%)	100	100

【関連事業】

- 『障害福祉計画』成果目標(5)「障害児支援の提供体制の整備等」(P52)

(2)生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進

【取組の方向性】

- 文化芸術活動やスポーツなどの余暇活動を行うことができる環境を整備します。

【重点事業】

①くぬぎ教室

事業概要 (取組内容)		担当課
市内在住、在学又は在勤の18歳以上の愛の手帳2度～4度の所持者を対象に、サロンなど余暇活動をとおして、仲間作り、社会性や生きる力を身につける活動を行います。また、「恋ヶ窪ステップアップ教室」において、自立に向けた活動支援を行います。		公民館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
教室、サロンの開催回数	本多：教室年10回・サロン6回 並木：教室年10回・サロン4回 恋ヶ窪：教室年9回	本多：教室年11回・サロン6回 並木：教室年11回・サロン4回 恋ヶ窪：教室年11回

②ロビーコンサート

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者団体と共催し、同団体の周知と、障害者との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、コンサートを開催します。		公民館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
コンサートの開催回数(回)	2	1

③スポーツ推進委員事業

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人が運動を行う場合の指導等の協力を行います。		スポーツ振興課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者(児)運動会・お楽しみ会への指導協力	継続	継続

④図書館における障害者サービス

事業概要 (取組内容)		担当課
読書バリアフリー法に基づき、読書について不自由を感じる視覚障害者等の読書環境を整備します。		図書館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

《基本目標3》自分らしい働きかたへの支援

1 雇用・就業

(1) 一般就労支援の充実

【取組の方向性】

- 障害のある人の経済的自立を促進するため、一般企業等への障害者の雇用と定着に向けた取組を進めます。

【重点事業】

① 障害者就労支援センターの運営

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
就労支援センター登録者数(人)	271	290

② 障害者雇用の促進

事業概要 (取組内容)		担当課
国分寺市役所の障害者雇用法定雇用率の維持に努めます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者雇用率(%)	2.5	2.6

③ 職場体験機会の提供

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある人の就労に向けた訓練の一環として、市役所内で職場体験実習を実施します。また、地域の企業でも職場体験実習が行えるよう企業に協力を求めています。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
職場体験実習開催回数(回)	5	5

【関連事業】

- 『障害福祉計画』 成果目標(4) 「福祉施設から一般就労への移行等」(P50)

(2) 福祉的就労の充実

【取組の方向性】

- 一般企業への就労が困難な障害のある人に対しては、適性或能力に応じた多様な福祉的就労の場を確保し、障害のある人の収入の確保を図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所への支援とともに、工賃の向上や魅力ある製品づくりができるよう支援を行います。

【重点事業】

①障害者就労施設等の製品開発及び販路拡大の支援

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者就労施設等の製品開発及び販路拡大を支援し、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

②障害者就労施設等からの優先調達の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を拡大します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
優先調達の実績がある課（課）	29	33

《基本目標4》共に生きる地域社会づくり

1 情報アクセシビリティ

(1) 情報提供体制の充実

【取組の方向性】

- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実に努めます。

【重点事業】

①障害福祉ガイドブックの作成

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者（児）の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方を掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、わかりやすい情報提供を行います。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
発行回数（回）	1	1

②ホームページ運営・バリアフリー事業

事業概要 (取組内容)		担当課
ホームページに音声読み上げソフトを導入し、市からのお知らせや行政サービスイベントなど幅広い情報の提供を行います。また、アクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上のための研修を実施します。		市政戦略室
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
ホームページ操作研修回数（回）	1	1

(2) 意思疎通支援の充実

【取組の方向性】

- 障害のある人に対して、社会生活における円滑な意思疎通の確保に努めます。

【重点事業】

①市主催事業等への手話通訳者の設置

事業概要 (取組内容)		担当課
各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
設置回数(回)		30

②手話通訳者養成講習会

事業概要 (取組内容)		担当課
手話のできる市民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
修了者数(人)	74	76

2 生活環境

(1) 移動しやすい環境の整備

【取組の方向性】

- 障害の重度化，高齢化，進行する病気への対応や社会参加を支援するため，移動サービスの充実を図ります。
- 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のための計画を作成します。また，公共交通事業者等と連携し，駅施設などのハード面における取組と，障害のある人への意識の啓発などのソフト面の取組の推進を目指します。

【重点事業】

①福祉有償移送事業所への支援

事業概要 (取組内容)		担当課
福祉有償移送事業所の運営費を支給し，障害者の移動手段の拡充を図ります。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

②バリアフリー基本構想の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
基本構想に基づき，バリアフリーの推進に努めます。		まちづくり計画課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
基本構想運用	基礎調査の実施	基本構想運用

③鉄道駅のバリアフリー化の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
視覚に障害のある人などが，駅ホームにおいて，線路への転落，電車との接触等をする事故が全国的に増加していることから，鉄道会社と連携して，ホームドアの設置に向け取り組みます。		まちづくり計画課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
ホームドアの設置	設置のための 検討	検 討 中

3 安全・安心

(1) 防災対策の推進

【取組の方向性】

- 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう必要な体制の整備を進めます。
- 避難所においては、障害のある人に応じた情報伝達や物資等の確保、周囲への理解の促進を図るとともに、被災後の自宅での生活においては、地域で連携し、見守りその他の生活支援体制の整備に努めます。

【重点事業】

①避難行動要支援者の支援

事業概要 (取組内容)		担当課
災害時に、自らの命を守るためにはどのようなことが必要であるかといったことを、障害児(者)、高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし、避難行動要支援者とその家族、地域住民等の危機管理意識を向上させるため、避難行動要支援者とその家族、地域住民が、協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図ります。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
避難行動要支援者登録者総数(人)	2,264	2,400

②防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業

事業概要 (取組内容)		担当課
町会、自治会やコミュニティ協議会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。		防災安全課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
防災まちづくり推進地区(地区)	15	17
委員認定者数(人)	1,273	1,404

③震災総合防災訓練事業

事業概要 (取組内容)		担当課
災害発生時における避難場所、誘導方法などの確認、また、日頃の災害への備えなどについて周知を図ります。		防災安全課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
参加者数(人)	7,215	10,000

④災害時個別支援計画の策定

事業概要 (取組内容)		担当課
在宅で人工呼吸器を使用している方の災害時個別支援計画を策定します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

(2) 防犯対策の推進

【取組の方向性】

- 悪質、違法な商品購入や契約等により障害のある人が消費者被害に巻き込まれたり、財産が侵害されたりしないための取組を推進します。

【重点事業】

①消費生活相談室機能拡充事業

事業概要 (取組内容)		担当課
消費者トラブルの複雑化、多様化や相談件数の増加に対応するため、消費生活相談員を増員するなど、消費生活相談室機能を拡充し、消費生活相談体制を強化します。		経済課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
1週当たりの消費生活相談員配置 人員数(延べ)(人)	10	10

②生活安全・安心メール配信サービス事業

事業概要 (取組内容)		担当課
犯罪、事件情報、不審者情報等を電子メールで市民に提供し、犯罪被害を未然に防ぎます。		防災安全課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
登録者数(人)	19,763	20,500

4 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 心のバリアフリーの推進

【取組の方向性】

- 差別の解消に限らず、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を始め、障害に関する様々な普及啓発活動を推進し、障害に関する理解促進を図ります。

【重点事業】

①理解促進・普及啓発事業

事業概要 (取組内容)		担当課
障害への理解促進に関する講演会等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動などを通じて、障害や障害のある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害への理解促進に関する啓発活動の実施回数(回)		検 討 中

②障害者差別解消の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別解消法の改正動向等も踏まえ、普及啓発に努めます。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害者差別解消法に基づく取組の実施		実施

(2) 権利擁護の推進

【取組の方向性】

- 知的障害のある人や精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談に取り組みます。

【重点事業】

①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

事業概要 (取組内容)		担当課
認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスに関する相談・助言等のサービス利用援助や、手続き・支払い等の日常的金銭管理等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択・利用でき、主体的に生活することができるよう支援を行います。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

②成年後見活用あんしん生活創造事業

事業概要 (取組内容)		担当課
判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方及びその親族への制度利用支援を行います。		地域共生推進課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

《基本目標5》自立を支援する人づくり

1 人材の養成・確保

(1) 障害理解・病気理解の促進

【取組の方向性】

- 障害や病気を理解し、適切なかかわりができるようにサービスを担う支援者の養成に取り組みます。

【重点事業】

①教員研修の推進

事業概要 (取組内容)		担当課
学級担任のための障害児教育にかかわる研修会や情報交換等の研修を行います。		学校指導課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
特別支援教育に関する研修会の開催(回)	5	4

②基幹型保育所システム事業

事業概要 (取組内容)		担当課
市内を3つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して障害児保育に関わる内容なども含めた情報の共有・助言指導・各種研修等を行います。		子ども子育て事業課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
検 討 中		

(2) サービスを担う人材の養成と確保

【取組の方向性】

- 専門的な人材を確保するため、事業者や関係機関と連携し、障害・福祉の仕事に魅力・関心を持ってもらえるよう、具体的方法を検討・実施します。
- 地域で支援してくれる人を確保するために、ボランティア等の養成に取り組みます。

【重点事業】

①障害・福祉の魅力発信

事業概要 (取組内容)		担当課
様々な手法を通して、幅広い世代に障害・福祉の仕事の魅力を発信します。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
障害・福祉の魅力発信		実施

②障害者支援ボランティア養成講座

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者に対する理解を深め、ボランティアの養成を目指す講座を開催します。公民館くぬぎ教室の活動や運営の紹介を通して、スタッフの養成を行います。		公民館課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
講座の開催回数(回)	2	3

【関連事業】

- 『障害福祉計画』成果目標(6)「相談支援体制の充実・強化等」(P54)

(3) 障害当事者・家族への支援

【取組の方向性】

- 障害のある人の地域生活における自立とその家族の福祉の向上、また障害者団体の活動強化のための支援に努めます。
- 障害のある当事者同士や家族等が相互に話を聞き、当事者同士で理解し、助け合うピアカウンセリングの取組について支援します。

【重点事業】

①障害当事者団体等の育成・支援

事業概要 (取組内容)		担当課
障害のある当事者が、様々な活動をとおり、自立と社会参加できるよう、当事者団体の育成と支援をします。また、障害福祉ガイドブック等を通じた周知を行います。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
団体の育成・支援	継続	継続

②ピアカウンセリング支援

事業概要 (取組内容)		担当課
障害者がかかえる、さまざまな問題の解決に当たるための活動としてのピアカウンセリングに対する支援をします。		障害福祉課
指標名	令和元年度実績	令和5年度目標値
	検 討 中	

第5章 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画

1 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

『障害福祉計画』は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく『市町村障害福祉計画』として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

『障害児福祉計画』は児童福祉法第33条の20に基づく『市町村障害児福祉計画』として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』は、第5期・第1期（平成30年度から令和2年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』では、国の基本指針に基づき以下の7点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和5年度を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
成果目標(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
成果目標(4)	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標(5)	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標(6)	相談支援体制の充実・強化等
成果目標(7)	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

③ 障害福祉サービス等，児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また，児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和3年度から令和5年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者数80人の約6%に当たる5人が、グループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。
- 令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。
- 地域生活支援拠点等の整備や地域移行の受け皿となる障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、国分寺市障害者地域自立支援協議会等を活用し、地域移行を進めるために必要な地域の相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。
- 施設入所者の状況を丁寧に把握し、地域移行を希望する施設入所者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行います。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	5人	令和5年度末
施設入所者数	80人	令和5年度末

(2)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

【 国の基本指針 】

- 精神障害者の精神病棟から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
- 令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置付けた障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を活用し、退院後の精神障害のある方が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めるとともに、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について、検討していきます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	令和5年度

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	<div style="border: 2px solid green; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">検 討 中</h1> </div>		
精神障害者の地域移行支援の利用者数			
精神障害者の地域定着支援の利用者数			
精神障害者の共同生活援助の利用者数			
精神障害者の自立生活援助の利用者数			

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）の機能の充実を図ります。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 平成30年度に位置付けた地域生活支援拠点等が有する機能をさらに充実させるため、障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討をします。

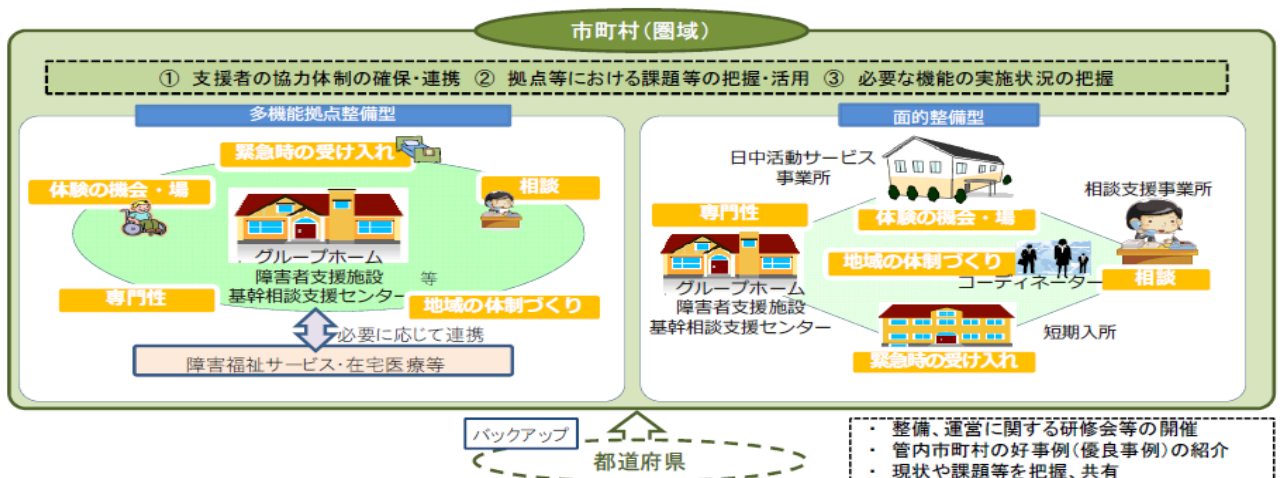
【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回	各年度

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情

厚生労働省資料より

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 令和5年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- 大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援 B 型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、令和5年度に令和元年度実績（22人）の1.4倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標とします。
- 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績（22人）の1.3倍以上とすることを目指します。
- 就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を、平成29年度から令和元年度の実績平均（1.2人）の1.6倍以上とすることを目指します。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数 (全体)	31 人	令和5年度
一般就労への移行者数 (就労移行支援事業)	29 人	令和5年度
一般就労への移行者数 (就労継続支援 A・B 型事業)	2 人	令和5年度
一般就労への移行者が就労定着 支援事業所を利用する割合	検討中	令和5年度
就労定着率8割以上の就労定着 支援事業所		令和5年度

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 国の基本指針に沿って、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の整備に取り組みます。
- 保育所等訪問支援事業について、令和元年に市内事業者が開設したため、引き続き体制を継続していきます。
- 令和2年度より、医療的ケア児支援のための協議の場を設置したため、必要な支援体制の検討を行っていきます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	検討	令和5年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	継続	令和5年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	令和5年度末
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	運用	令和5年度末
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	2人	令和5年度末

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保する。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 令和5年度末までに、基幹相談支援センターと連携を図りながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の更なる充実を図ります。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	確保	令和5年度末

【 活動指標 】

指標名称	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	6回	6回	6回
相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件

(7)

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化，サービス事業者の増加している中，より一層事業者が利用者に対して，必要とするサービスを適切に提供することができるよう，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

【 国の基本指針 】

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

【 東京都の基本的な考え方 】

保留（公表待ち）

【 市の目標値設定の考え方 】

- 令和5年度末までに，障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	体制構築	令和5年度末

【 活動指標 】

検 討 中

3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めま

す。

(1) 訪問系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、サービス提供基盤の整備動向等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

① 生活介護

常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害の方等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害のある方に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

⑩ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。

① 共同生活援助

共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

① 計画相談支援（個別計画作成）**●サービス利用支援**

障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。

●継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

【 第 5 期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績 】

サービス名		単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,315 時間	1,529 時間	1,341 時間	1,625 時間	1,368 時間	1,716 時間
		利用者数	126 人	127 人	132 人	129 人	139 人	132 人
	重度訪問介護	利用時間数	7,109 時間	7,370 時間	7,820 時間	8,795 時間	8,602 時間	9,180 時間
		利用者数	28 人	28 人	30 人	32 人	33 人	34 人
	同行援護	利用時間数	619 時間	672 時間	638 時間	345 時間	657 時間	728 時間
		利用者数	23 人	27 人	24 人	20 人	24 人	28 人
	行動援護	利用時間数	360 時間	227 時間	420 時間	142 時間	480 時間	243 時間
		利用者数	12 人	8 人	14 人	7 人	16 人	9 人
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
		利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
日中活動系サービス	生活介護	利用日数	5,047 日	4,282 日	5,551 日	4,594 日	5,885 日	4,680 日
		利用者数	249 人	226 人	273 人	231 人	290 人	234 人
	自立訓練（機能訓練）	利用日数	56 日	53 日	56 日	22 日	56 日	28 日
		利用者数	8 人	7 人	8 人	3 人	8 人	4 人
	自立訓練（生活訓練）	利用日数	563 日	342 日	664 日	276 日	784 日	180 日
		利用者数	48 人	27 人	57 人	23 人	67 人	15 人
	就労移行支援	利用日数	493 日	725 日	522 日	811 日	554 日	850 日
		利用者数	32 人	43 人	34 人	47 人	37 人	50 人
	就労継続支援（A型）	利用日数	381 日	346 日	400 日	332 日	420 日	336 日
		利用者数	19 人	16 人	20 人	16 人	21 人	16 人
	就労継続支援（B型）	利用日数	2,992 日	2,901 日	3,231 日	3,201 日	3,489 日	3,434 日
		利用者数	202 人	182 人	216 人	195 人	231 人	202 人
	就労定着支援	利用者数	5 人	4 人	10 人	12 人	15 人	16 人
	療養介護	利用者数	13 人	11 人	14 人	12 人	15 人	12 人
	短期入所（福祉型）	利用日数	634 日	409 日	716 日	367 日	809 日	390 日
		利用者数	98 人	78 人	108 人	77 人	118 人	78 人
	短期入所（医療型）	利用日数	56 日	57 日	60 日	87 日	63 日	77 日
		利用者数	11 人	10 人	11 人	11 人	12 人	11 人
自立生活援助	利用者数	2 人	0 人	4 人	0 人	6 人	0 人	
サービス 居住系	共同生活援助	利用者数	123 人	120 人	136 人	123 人	149 人	130 人
	施設入所支援	利用者数	78 人	79 人	77 人	80 人	76 人	80 人
相談支援	計画相談支援	利用者数	127 人	102 人	135 人	96 人	143 人	101 人
	地域移行支援	利用者数	2 人	0 人	3 人	1 人	4 人	2 人
	地域定着支援	利用者数	2 人	0 人	3 人	0 人	4 人	2 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量 】

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,755 時間	1,794 時間	1,833 時間
		利用者数	135 人	138 人	141 人
	重度訪問介護	利用時間数	9,720 時間	10,260 時間	10,800 時間
		利用者数	36 人	38 人	40 人
	同行援護	利用時間数	754 時間	780 時間	806 時間
		利用者数	29 人	30 人	31 人
	行動援護	利用時間数	243 時間	270 時間	270 時間
		利用者数	9 人	10 人	10 人
重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	
	利用者数	0 人	0 人	0 人	
日中活動系サービス	生活介護	利用日数	4,740 日	4,800 日	4,860 日
		利用者数	237 人	240 人	243 人
	自立訓練（機能訓練）	利用日数	28 日	35 日	35 日
		利用者数	4 人	5 人	5 人
	自立訓練（生活訓練）	利用日数	192 日	204 日	216 日
		利用者数	16 人	17 人	18 人
	就労移行支援	利用日数	901 日	935 日	969 日
		利用者数	53 人	55 人	57 人
	就労継続支援（A型）	利用日数	336 日	336 日	336 日
		利用者数	16 人	16 人	16 人
	就労継続支援（B型）	利用日数	3,536 日	3,655 日	3,757 日
		利用者数	208 人	215 人	221 人
	就労定着支援	利用者数	検 討 中		
	療養介護	利用者数	12 人	12 人	12 人
	短期入所（福祉型）	利用日数	395 日	400 日	405 日
		利用者数	79 人	80 人	81 人
短期入所（医療型）	利用日数	77 日	77 日	77 日	
	利用者数	11 人	11 人	11 人	
自立生活援助	利用者数	検 討 中			
サービス 居住系	共同生活援助	利用者数	137 人	144 人	151 人
	施設入所支援	利用者数	80 人	80 人	80 人
相談支援	計画相談支援	利用者数	106 人	111 人	116 人
	地域移行支援	利用者数	2 人	3 人	3 人
	地域定着支援	利用者数	2 人	3 人	3 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・サービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・基幹相談支援センター等において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

① 障害児相談支援（個別計画作成）**●障害児支援利用援助**

障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。

●継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

【 第 1 期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	利用日数	783 日	871 日	978 日	900 日	1,223 日	1,017 日
	利用者数	100 人	99 人	125 人	103 人	156 人	107 人
医療型児童発達支援	利用日数	72 日	24 日	86 日	37 日	104 日	40 日
	利用者数	8 人	3 人	10 人	4 人	12 人	5 人
訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	0 日	4 日	0 日	8 日	0 日
	利用者数	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	2,770 日	1,996 日	3,297 日	2,055 日	3,923 日	2,005 日
	利用者数	253 人	207 人	302 人	207 人	359 人	211 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 日	0 日	4 日	0 日	8 日	4 日
	利用者数	0 人	0 人	2 人	0 人	4 人	1 人
障害児相談支援	利用者数	76 人	51 人	95 人	49 人	119 人	51 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第 2 期障害児福祉計画における障害児支援給付事業の見込量 】

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	利用日数	1,055 日	1,093 日	1,131 日
	利用者数	111 人	115 人	119 人
医療型児童発達支援	利用日数	40 日	40 日	40 日
	利用者数	5 人	5 人	5 人
訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	0 日	0 日
	利用者数	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	2,043 日	2,081 日	2,119 日
	利用者数	215 人	219 人	223 人
保育所等訪問支援	利用日数	8 日	12 日	16 日
	利用者数	2 人	3 人	4 人
障害児相談支援	利用者数	53 人	55 人	57 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 必須事業

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

障害への理解促進を図るため、市民に分かりやすい啓発イベント等を開催します。

②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

③相談支援事業

障害者地域自立支援協議会を活用しながら、基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

検 討 中

⑤成年後見制度法人後見支援事業

検 討 中

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。

③ 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。

イ 基幹相談支援センター

障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人等が地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者等に対する研修を実施します。

ウ 住宅入居等支援事業

地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。

⑨ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

地域活動支援センターⅢ型事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。

見込量確保のための方策**① 日中一時支援事業**

事業所等との連携により、事業の推進を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

④ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

⑤ スポーツ・レクリエーション事業

障害者バスハイク及び障害者運動会・お楽しみ会については、国分寺障害者団体連絡協議会と連携し、事業内容の充実を図ります。

① 日中一時支援事業

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。

② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

④ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。

⑤ スポーツ・レクリエーション事業

障害のある人等の体力増強，交流，又は障害者スポーツの普及を図るため，各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し，障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。

【 第 5 期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と実績 】

事業名	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業							
①障害者相談支援事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	
②基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	3人	2人	4人	3人	5人	3人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	333件	331件	336件	279件	339件	172件	
②指文字通訳者派遣事業	9件	23件	9件	15件	9件	5件	
③対面朗読者派遣事業	36件	36件	37件	19件	38件	5件	
④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
日常生活用具給付等事業							
合計	2,144件	2,017件	2,226件	2,070件	2,316件	2,159件	
①介護・訓練支援用具	4件	8件	4件	4件	4件	6件	
②自立生活支援用具	14件	19件	14件	15件	14件	12件	
③在宅療養等支援用具	15件	16件	15件	8件	15件	12件	
④情報・意思疎通支援用具	17件	43件	17件	36件	17件	36件	
⑤排泄管理支援用具	2,047件	1,921件	2,108件	2,004件	2,171件	2,090件	
⑥居宅生活動作補助用具	2件	10件	2件	3件	2件	3件	
手話奉仕員養成研修事業	73人	74人	75人	74人	77人	64人	
移動支援事業	183人	167人	192人	164人	202人	139人	
地域活動支援センター事業							
①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	
②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
任意事業	日中一時支援事業	102人	111人	107人	118人	112人	89人
	訪問入浴サービス事業	12人	12人	12人	12人	12人	10人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	2人	0人	2人	1人	2人	1人
	点字・声の広報等発行事業	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか	CDほか
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量 】

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	相談支援事業			
	①障害者相談支援事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
	②基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	検 討 中		
	成年後見制度法人後見支援事業			
	意思疎通支援事業			
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	331件	334件	336件
	②指文字通訳者派遣事業	20件	20件	20件
	③対面朗読者派遣事業	26件	26件	26件
	④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	日常生活用具給付等事業			
	合計	2,196件	2,227件	2,259件
	①介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
	②自立生活支援用具	15件	15件	15件
	③在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
	④情報・意思疎通支援用具	38件	40件	42件
	⑤排泄管理支援用具	2,119件	2,148件	2,178件
	⑥居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件
	手話奉仕員養成研修事業	74人	75人	76人
	移動支援事業	170人	175人	180人
地域活動支援センター事業				
①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	
②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	
任意事業	日中一時支援事業	118人	123人	128人
	訪問入浴サービス事業	10人	10人	10人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	1人	1人	1人
	点字・声の広報等発行事業	CDほか	CDほか	CDほか
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	実施	実施